

基準9

居宅介護支援事業所Ⅱ

- 1 介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援の事業所(以下「事業所」という。)であること。
- 2 以下のすべてに該当すること。
 - (1) 事業所は、提案基準6-2 第1項第5号、提案基準12又は提案基準13の施設(法第29条第1項の許可、法第42条第1項ただし書きの許可、法第43条第1項の許可を受けたものに限る。以下「社会福祉施設等」という。)内の一部を用途変更するものであること。
 - (2) 社会福祉施設等を運営する事業者と事業所を運営する事業者が同一であること。
 - (3) 社会福祉施設等の規模に照らして、事業所の規模は必要最小限であること。
 - (4) 市の福祉施策の観点から支障がなく、事業所の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであることについて福祉施策担当部局・機関と調整のとれたもの。
- 3 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。